

【第 1 問】

《問 1》 3

- i) 「1960年 7 月生まれの A さんは、原則として、(① 64) 歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができますが、A さんが (① 64) 歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者として X 社に勤務し、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が (② 28) 万円 (2019 年度の支給停止調整開始額) を超えるときは、当該年金額の一部または全部が支給停止となります」
- ii) 「60 歳以後の各月 (支給対象月) に支払われる賃金額が 60 歳到達時の賃金月額 (③ 75) % 相当額を下回る場合、A さんは、原則として、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます。特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整に加えて、高年齢雇用継続基本給付金との間でも調整が行われます」

< 解説 >

- ① 1959 年 4 月 2 日～1961 年 4 月 1 日に生まれた男性・1964 年 4 月 2 日～1966 年 4 月 1 日に生まれた女性は、64 歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を、65 歳からは老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することができる。
- ② 60 歳以降も企業で働きながら受け取る老齢厚生年金のことを在職老齢年金という。総報酬月額相当額 (給与等) と基本月額 (年金額) との合計額に応じて、当該年金額の一部または全部が支給停止となる。年金額の減額の計算式は、60 歳台前半と 60 歳台後半以降の人では異なる。60 歳台前半の支給停止調整開始額は 28 万円 (2019 年度) である。
- ③ 雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金は、原則、60 歳到達時点の賃金月額の 75% 未満 に低下した状態で就労している 60～65 歳未満の被保険者に対して、最高で賃金月額の 15% が毎月支給される。特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整に加えて、高年齢雇用継続基本給付金との調整で年金の一部が支給停止される。支給停止される年金額は、最高で賃金 (標準報酬月額) の 6 % である。

《問2》 2

1) 不適切

国民年金の未加入期間（33月）は、老齢基礎年金の年金額の計算には反映されない。

$$\begin{aligned}\text{老齢基礎年金の年金額} &= 780,100\text{円} \times (480\text{月} - 33\text{月}) / 480\text{月} \\ &= 780,100\text{円} \times 447\text{月} / 480\text{月} \\ &\asymp \underline{726,468\text{円}}\end{aligned}$$

2) 適切

厚生年金保険の被保険者期間を20年以上有する者が老齢厚生年金の受給権を取得した時、その者に生計を維持されている一定の要件を満たす配偶者または子がいる場合、老齢厚生年金の額に加給年金が加算される。設例よりAさんには7歳年下の妻Bさんがいる。Bさんが65歳になるまでの間、加給年金額が加算される。

3) 不適切

Aさんが70歳0カ月まで老齢基礎年金の繰り下げ支給を申し出た場合、原則65歳から支給される老齢基礎年金の受給が60月遅れる。繰り下げた月数に応じて、生涯にわたって、増額された年金を受給することになる。

$$\begin{aligned}\text{増額率} &= 0.7\% \times \text{繰下げた月数} \\ &= 0.7\% \times 60\text{月} \\ &= \underline{42\%}\end{aligned}$$

《問3》 3

1) 適切

Aさんが65歳で退職した場合、58歳である妻Bさんは60歳になるまでの間、国民年金の第一号被保険者として保険料を納めることになる。

2) 適切

妻BさんはAさんの被扶養者にあたる。被扶養者とは、被保険者に扶養されている家族のこと。年間収入130万円（60歳以上は180万円）未満で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であることが要件とされる。被扶養者は保険料を負担しない。

3) 不適切

雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金は、原則、60歳到達時点の賃金月額75%未満に低下した状態で就労している60～65歳未満の被保険者に対して、最高で賃金月額の15%が毎月支給される。したがって最長5年間受給することができる。

【第2問】

《問4》 2

1) 不適切

$$\text{P E R (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純利益}}$$

$$\text{X社のP E R} = \frac{1,500\text{円}}{320\text{億円} \div 4 \text{ 億株}} = \underline{18.75\text{倍}}$$

2) 適切

$$\text{配当性向} = \frac{\text{配当金}}{\text{当期純利益}} \times 100$$

$$\text{X社の配当性向} = \frac{200\text{億円}}{320\text{億円}} \times 100 = \underline{62.5\%}$$

3) 不適切

売買成立（約定日）から起算して3営業日目に決済（受渡し）を行うため、利益確定日が2020年3月31日（火）になるためには、2020年3月27日（金）までにX社株式を購入しておく必要がある。土日はカウントしない。

《問5》 1

1) 適切

《債券格付けの定義と記号（S & P社の場合）》

格付け	意 味	投資適格性
A A A	元利金支払いの確実性は最高水準	投資適格債
A A	確実性はきわめて高い	
A	確実性は高い	
B B B	現在十分な確実性があるが、将来環境が大きく変化した場合その影響を受ける可能性がある	
B B	将来の確実性は不安定	投資不適格債 (投機的債券) =ハイ・イールド債
B	確実性に問題がある	
C C C	債務不履行になる可能性がある	
C C	債務不履行になる可能性がかなり高い	
C	債務不履行になる可能性が極めて高く、当面立ち直る見込みがない	
D	債務不履行に陥っている	

↑

信用リスク

↓

↑

利回り

↓

↑

価 格

↓

(低)

(低)

(高)

(高)

(高)

(低)

2) 不適切

Y社債の利子は、申告分離課税の対象となり、利子の支払時において所得税および復興特別所得税と住民税の合計で20.315%相当額が源泉徴収等される。確定申告しないことも選択できる。

3) 不適切

毎年受け取る利子は、購入価格にではなく、額面金額に表面利率を乗じることで求められる。表面利率は、発行時の金利水準や発行会社の信用度などに応じて決まる。

《問6》 1

最終利回りとは、既発債を償還まで保有した場合の利回りである。

$$\begin{aligned}
 \text{最終利回り (\%)} &= \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{額面100円} - \text{買付価格}}{\text{残存期間 (年)}}}{\text{買付価格}} \times 100 \\
 &= \frac{2.0 + \frac{100 - 104.5}{4}}{104.5} \times 100 \div \underline{0.84\%}
 \end{aligned}$$

【第3問】

《問7》 1

養老保険の満期保険金に係る保険差益は、一時所得として総合課税の対象となる。
Aさんの2019年分の総所得金額は以下のように計算する。なお、総所得金額に算入される一時所得の金額は、一時所得の金額の2分の1である。

給与所得の金額：780万円

一時所得の金額：総収入金額－支出金額－特別控除額（50万円）
＝500万円－400万円－50万円＝50万円

総所得金額：給与所得の金額＋一時所得の金額×1/2
＝780万円＋50万円×1/2
＝805万円

《問8》 3

1) 不適切

妻Bさんは給与収入80万円であるため合計所得金額が38万円（給与収入103万円）以下となるため、Aさんの同一生計配偶者である。Aさんの合計所得金額は805万円であり1,000万円以下である。したがって、同一生計配偶者である妻Bさんは、控除対象配偶者に該当するため配偶者控除の適用を受けることができる。

2) 不適切

長女Cさんは控除対象扶養親族に該当する。20歳であるため特定親族にあたり、扶養控除額は63万円となる。なお、特定扶養親族とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者をいう。

3) 適切

母Dさんは控除対象扶養親族に該当する。85歳で同居しているため同居老人扶養親族にあたり、扶養控除額は58万円となる。なお、老人扶養親族とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいう。

《問9》 3

1) 不適切

1か所から給与等の支払を受けている給与所得者で、給与収入金額が2,000万円以下の場合、確定申告は不要である。しかし、この場合でも「給与所得及び退職所得以外の所得金額」が20万円を超えるときは、確定申告をする必要がある。満期保険金などの一時所得のみの場合、一時所得の金額を1/2にした課税の対象となる金額が20万円を超えるときは確定申告をする必要がある。

2) 不適切

確定申告の期間は、2020年2月17日から3月16日までである。所得税の確定申告書は、提出時の住所地を所轄する税務署長に提出する。

3) 適切

確定申告書を税務署に持参または送付して提出する方法のほかに、e-Taxを利用する方法がある。

【第4問】

《問10》 2

建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、および、準防火地域内に耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。

また、建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

建蔽率の上限となる建築面積＝敷地面積×建蔽率＝ $400\text{m}^2 \times (60+10)\% = 280\text{m}^2$

容積率の上限となる延べ面積＝敷地面積×容積率＝ $400\text{m}^2 \times 240\%^{\ast} = 960\text{m}^2$

※ $6\text{m} \times 4/10 = 24/10 \cdots 240\% < 300\%$ （指定容積率） ∴ 240%

《問11》 1

1) 適切

定期借家権には、期間満了後の更新がない。ただし、期間満了後に当事者間の合意で再契約は可能である。

2) 不適切

定期借家契約では1年未満の契約期間も設定できる。期間の長短について制限はないため、自宅の売却予定時期に応じて契約期間を自由に設定することができる。

3) 不適切

定期借家契約を締結する際は、公正証書などの書面による。公正証書に限るわけではない。契約締結前に書面で定期借家契約であることについて説明が必要になる。説明を怠ると普通借家契約になる。

《問12》 3

1) 適切

なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」の適用を受けるためには、居住しなくなしてから3年を経過した年の12月31日までに譲渡を行わなければならない。また、配偶者・直系血族・生計を一にする親族等への譲渡は対象外である。

2) 適切

取得費が不明な場合および取得費が収入金額（譲渡価額）の5%に満たない場合には、概算取得費として収入金額の5%相当額を取得費とすることができる。

3) 不適切

課税長期譲渡所得金額の6,000万円以下の部分については、所得税および復興特別所得税10.21%、住民税4%の軽減税率が適用される。また、6,000万円超の部分については、所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%の軽減税率が原則どおり適用される。適用を受けるには、譲渡した年の1月1日における所有期間は10年超など一定の要件がある。また、3,000万円の特別控除と併用することができる。

【第5問】

《問13》 2

$$\begin{aligned}\text{課税遺産総額} &= \text{課税価格の合計額} - \text{遺産に係る基礎控除額} \\ &= 1 \text{ 億}3,000 \text{ 万円}\end{aligned}$$

【相続税の総額を求める】

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。

法定相続分は、妻Bさんが $\frac{1}{2}$ 、長女Cおよび二女Dさんが $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$ となる。

- ・ 法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

$$\text{妻Bさん} \quad 1 \text{ 億}3,000 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} = 6,500 \text{ 万円}$$

$$\text{長女Cさん} \quad 1 \text{ 億}3,000 \text{ 万円} \times \frac{1}{4} = 3,250 \text{ 万円}$$

$$\text{二女Dさん} \quad 1 \text{ 億}3,000 \text{ 万円} \times \frac{1}{4} = 3,250 \text{ 万円}$$

- ・ 法定相続分に応じた取得金額に係る相続税額（速算表で計算）

$$\text{妻Bさん} \quad 6,500 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,250 \text{ 万円}$$

$$\text{長女Cさん} \quad 3,250 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 450 \text{ 万円}$$

$$\text{二女Dさん} \quad 3,250 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 450 \text{ 万円}$$

- ・ 相続税の総額

$$1,250 \text{ 万円} + 450 \text{ 万円} + 450 \text{ 万円} = \underline{2,150 \text{ 万円}}$$

《問14》 3

- i) 「遺産分割をめぐる争いを防ぐ手段として、遺言の作成をお勧めします。公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成します。推定相続人である妻Bさんや長女Cさんを証人にする事（① はできません）」
- ii) 「自筆証書遺言は、遺言者が、その遺言の全文、日付および氏名を自書し、これに押印して作成するものです。自筆証書遺言に添付する財産目録をパソコン等で作成すること（② ができます）」
- iii) 「公正証書遺言は、原本が（③ 公証役場）に保管されるため、紛失のおそれがなく、遺言書の形式不備等の心配のない、安全な遺言の方式といえます。なお、自筆証書遺言は、自宅で保管されることが多く、遺言書が発見されないことや破棄されるおそれがある等の心配がありました。2020年7月から法務局における自筆証書遺言の保管制度がスタートする予定です」

<解説>

- i) 公正証書遺言は公証役場で本人が口述した内容を公証人が筆記する。これに遺言者と公証人および証人が押印して作成する。証人になれない人は次のとおり。
 - ・ 未成年者
 - ・ 推定相続人、受遺者、及びその配偶者並びに直系血族
 - ・ 公証人の配偶者・4親等内の親族、書記及び雇い人
- ii) 自筆証書に財産目録を添付するときは、その目録については自書しなくてもよい。したがってパソコン等で作成することは可能である。自書によらない財産目録を添付する場合、遺言者が財産目録の各頁に署名押印することが必要である。
- iii) 遺言者の住所地もしくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所の遺言書保管官に対して申請すれば、法務局で自筆証書遺言を保管できる制度が2020年7月からスタートする。

《問15》 2

1) 不適切

相続人が直系尊属のみではないため、遺留分の割合は2分の1になる。

まず、遺留分を求める

・二女Dさんの遺留分： $1/2$ （遺留分） $\times 1/4$ （法定相続分） $= 1/8$

次に遺留分の金額を求める（遺留分算定の基礎となる財産は3億円）

・二女Dさんの遺留分： $3\text{億円} \times 1/8 = \underline{3,750\text{万円}}$

2) 適切

一時払終身保険は、比較的、加入条件が緩く高齢者でも入りやすいため死亡保険金受取人を長女Cさんとする一時払終身保険に加入する。

長女Cさんが自宅および隣接する賃貸アパート等を相続し、二女Dさんにその評価額の半分の代償金を支払えば公平に遺産分割できる。代償金を一括で渡すだけの現金を用意する必要があるため、死亡保険金の受取人を長女Cさんにする。また、死亡保険金を相続人が受け取る場合の非課税限度額は、「500万円 $\times$ 法定相続人の数」である。

3) 不適切

自宅の敷地（特定居住用宅地）と賃貸マンションの敷地（貸付事業用宅地）について、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受ける場合、適用対象面積の調整が行われる。なお、特定居住用宅地と特定事業用宅地について、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受ける場合は、それぞれの適用対象の限度面積まで併用して適用を受けることができる。

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%